であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

1）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記⑵⑹㋐及び㋑の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記⑵⑹㋐及び㋑は、同一工事の経験を有する者であること。）。

2）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記⑵⑹㋐及び㋒の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記⑵⑹㋐及び㋒は、同一工事の経験を有する者であること。）。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

1）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記㋐から㋒までの要件をすべて満た工事の経験を有する者であること。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は、同一工事の経験を有するものであること。

2）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記㋐から㋒までの要件をすべて満た工事の経験を有する者であること。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が45m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は、同一工事の経験を有するものであること。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑷及び⑸は、第１号２⑸⑹及び⑷に同じ。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⑷　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㋐　ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための工夫とその効果

㋑　鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

⑹及び⑹は、第１号３⑴⑹及び⑹に同じ。

⑵　提案について

⑷　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「ＰＣ連続ラーメン箱桁橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための工夫とその効果」及び「鉄筋コンクリート橋脚・橋台（深礎杭を除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

⑹は、第１号３⑵⑹に同じ。

⑶及び⑷は、第１号３⑶及び⑷に同じ。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館 近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　村上　智紀　電話06―6942―1141㈹

⑵から⑷までは、第１号４⑵から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑷から⑹までは、第１号４⑸⑷から⑹までに同じ。

⑹　開札は、平成25年７月22日午後１時30分 近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

5　その他

⑴から⑭までは、第１号５⑴から⑭までに同じ。

⑮　異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸　the same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure and Substructure of the Wakayama JCT D ramp bridge in Kihokunisi Road

⑹　Contact point for tender documentation : Tomonori Murakami the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

○第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　紀北西道路北別所高架橋上下部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　（自）和歌山県和歌山市上黒谷地先（至）和歌山県和歌山市北別所地先

⑷　工事内容　Ｌ＝440ｍ　ＰＣ６径間連続ラーメン箱桁橋（Ｌ＝440m　最大支間長Ｌ＝108m）１橋、鉄筋コンクリート橋台（Ｈ＝6.5m）１基、鉄筋コンクリート橋脚（Ｈ＝32.5mからＨ＝64.0m）４基、深礎杭８本（φ2.0m　Ｌ＝4.0m　４本）、（φ14.0m　Ｌ＝8.0mからＬ＝19.0m　４本）

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年７月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材 コンクリート　14,800㎥、鉄筋　5,400ｔ、ＰＣ鋼材　305ｔ

⑺から⒀までは、第１号１⑺から⒀までに同じ。

2　競争参加資格

本工事は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年３月29日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「紀北西道路北別所高架橋上下部工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑷から⑹までは、第３号２⑴⑷から⑹までに同じ。

⑺　単体有資格業者にあっては、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「単体有資格業者の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐、㋑、㋒、㋔、㋓は、第３号２⑴⑺㋐、㋑、㋒、㋔、㋓に同じ。